

環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2012年度フォローアップ調査結果－

2013年3月19日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 2011年度の取組みの結果

(1) 経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の主体的な取組みを推進するために、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」¹を策定している（41業種が参画）。本計画では、産業界全体の目標として「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績から65%程度減」を掲げている。

また、各業種の目標として、産業廃棄物最終処分量に加え、業種の特性や事情等を踏まえた適切な指標がある場合には、独自の目標を掲げている。これらの数値目標の着実な達成を目指すとともに、産業界の取組みを具体的に開示することを目的として、毎年度フォローアップ調査を実施している。

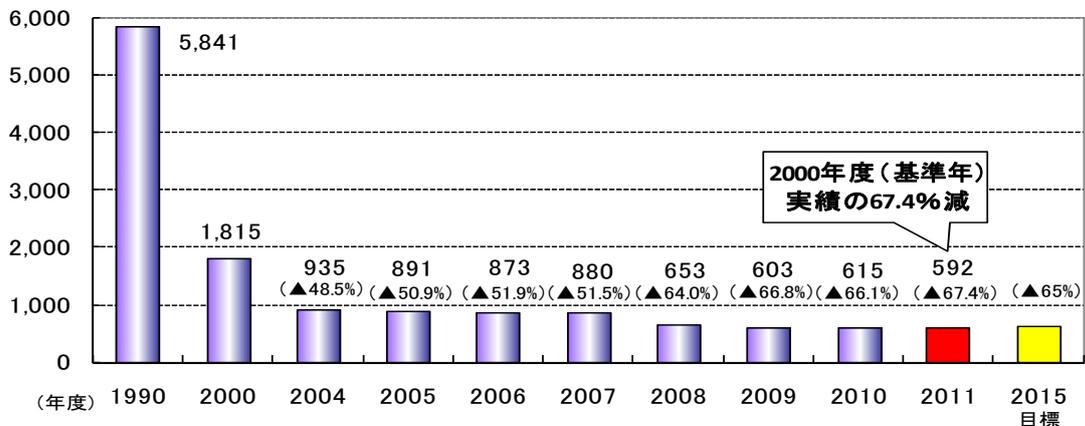
なお、「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月）において、政府は、「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度比約60%減」を設定している。

※環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕参加業種(41業種)

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製薬、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信、印刷(上記32団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種)、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。

(2) 2011年度の産業廃棄物最終処分量(32業種)の実績は約592万トンで、2010年度実績と比較して約23万トン(約3.7%)の減少となった(図1参照)。これは、基準年である2000年度実績(約1,815万トン)から約67.4%減であり、本計画の目標水準を上回った。

図1 【産業界全体の産業廃棄物最終処分量】 (単位：万トン)



※1:2000年度(基準年)の産業廃棄物最終処分量実績に対する減少率(%)を括弧内に記載。

¹ これまでの経緯は総括5頁【参考1】参照。

※2:本計画に参画する 41 業種中 32 業種の最終処分量の合計。

※3:1990年度実績には、セメント、造船、航空、印刷は含まれない。また、2000年度実績には、セメント、印刷は含まれない。なお、2011年度実績において、上記4業種が占める割合は全体の0.6%である。

※4:化学の2004年度実績は、2011年度フォローアップ調査結果より引用。

※5:2010年度最終処分量実績の約615万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量約1,426万トン(環境省調べ)の約4割を占めている。経団連の調査対象外の団体・企業の産業廃棄物には、例えば、上下水道業・鉱業・窯業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動植物性残さや動物のふん尿)等がある。

(3) 35業種が業種別独自目標を掲げた²。産業廃棄物の再資源化率の向上や、事業系一般廃棄物の削減など、各業種の努力が反映される実態に合った目標を掲げることで、効果的に取組みが行われている。

(4) 循環型社会の形成に向けた各業種の具体的な取組みとして、2011年度では、例えば、以下が報告された。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・ 廃棄物等の分別徹底 | ・ 他産業の廃棄物の受け入れ |
| ・ 技術開発・用途開拓による廃棄物・副産物の製品化 | ・ サーマルリサイクルの実施 |
| ・ 中間処理による廃棄物の減容化 | ・ 環境配慮設計製品の開発・販売 |
| ・ 火力発電熱効率の維持・向上 | ・ 使用済廃家電等からの有用金属回収 |
| ・ 製造設備等の部品の再利用 | ・ 事業系一般廃棄物の削減 |
| ・ 優れたリサイクル業者の探索 | ・ 生ごみの堆肥化 |
| ・ 需要管理の徹底による返品削減 | ・ 海外におけるリサイクル事業の展開 |
| | ・ 3Rの海外工場での水平展開 等 |

(5) 東日本大震災による被災地の一刻も早い復興という観点から、がれき撤去の促進に取り組んだ業種も存在する。例えば、がれきの処理場や仮置き場のための用地の提供、がれき処理施設の建設、がれき処理事業の受託、がれき処理ボランティア活動の支援、被災した廃棄物処理委託先の事業再開支援、がれきのリサイクルに向けた大学への助成、などの取組みが行われた。

2. これまでの取組みの評価

(1) 事業者は、これまで循環型社会の形成に向けた努力を続けており、1990年度から、産業廃棄物最終処分量の大幅削減を実現している。景気拡大局面にあった2002年度から2007年度においても、産業廃棄物最終処分量を減少させてきた(図2参照)。

(2) しかし、近年、循環型社会の形成に向けた取組みによる最終処分量の削減余地が限界に近づき、削減ペースが緩やかになっている。他産業から多くの

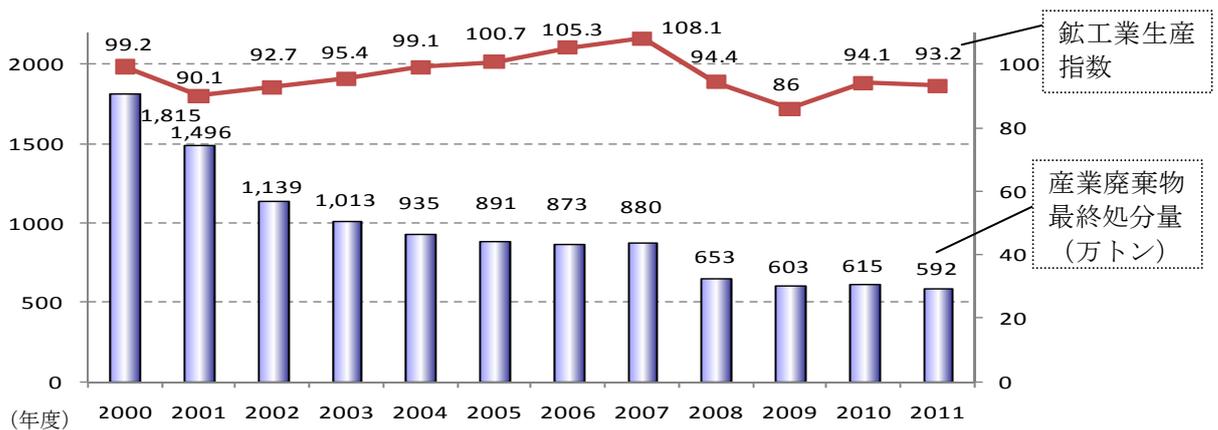
² 「業種別独自目標一覧」は総括8頁【参考3】参照。

産業廃棄物を受け入れることにより、循環型社会の形成に貢献してきたセメント産業においても、国内のセメント需要の縮小により生産量が減少傾向にある（図3参照）。

- (3) 2008年度以降の産業廃棄物最終処分量は、事業者の努力に加え、景気低迷や、公共事業削減等による建設工事の大きな落ち込みの結果、2007年度実績に比べて低い水準で推移している。
- (4) 特に、2011年度の産業廃棄物最終処分量は、東日本大震災の影響や世界経済の成長の鈍化等により景気が若干落ち込んだこともあり、2010年度比で減少したと考えられる。

なお、東日本大震災に起因して発生した廃棄物は、産業廃棄物ではなく、災害廃棄物として処分されたと考えられるため、各業種の産業廃棄物への影響はなかったと思われる。他方で、被災工場等の操業停止に伴う最終処分量の減少、リサイクル委託先の被災に伴う最終処分量の増加など、東日本大震災により、最終処分量の数値に影響があった業種が存在する。

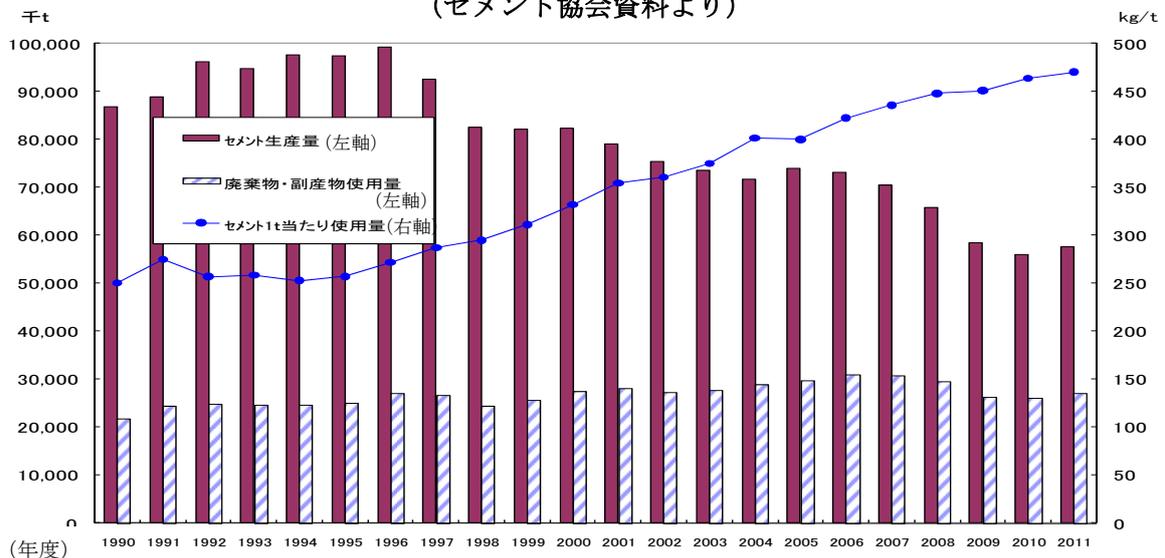
(万吨) 図2【産業廃棄物最終処分量と鉱工業生産指数】



※1 産業廃棄物最終処分量は経団連調べ(32業種)。2001、2002年度、2003年度の産業廃棄物最終処分量は、2006、2010、2011年度フォローアップ調査結果より引用。

※2 鉱工業生産指数(2005暦年を100とする)は経済産業省「鉱工業指数」より作成。

図3【セメント業界の生産量、廃棄物・副産物使用状況の推移】
(セメント協会資料より)



3. 今後の課題－環境と経済が両立しうる循環型社会の構築に向けて－

(1) 産業廃棄物最終処分量は、景気低迷等の影響を受け、2008 年度以降、2007 年度実績に比べて低い水準で推移している。しかし、現在の環境技術水準や法制度の下で、これ以上の削減が困難な業種も多い。加えて、国内のセメント需要の縮小等により、廃棄物・副産物の受入先の拡大はますます厳しくなっている。

今後についても、①景気が回復していけば、産業廃棄物の最終処分量が増加する可能性がある、②原料（鉱石等）の品位の低下や、老朽化した建物の解体の増加等が、最終処分量の増加要因になる、という指摘がある。

(2) 他方、わが国は資源小国であり、産業廃棄物最終処分場の逼迫問題や廃棄物の適正処理の必要性といった観点のみならず、資源戦略の観点からも、循環型社会形成に向けた取組みの推進が求められる。そこで、産業界は、今後も、産業廃棄物最終処分量の削減をはじめ、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の推進に向け、引き続き努力する。

(3) 産業界の取組みとしては、本自主行動計画〔循環型社会形成編〕のほか、容器包装リサイクル 8 団体で構成される「3 R 推進団体連絡会」が「容器包装の 3 R 推進のための自主行動計画」を取りまとめている（2006 年 3 月策定）。同連絡会では、毎年度、同計画をフォローアップ調査しており、2012 年 12 月には、2012 年フォローアップ報告（2011 年度実績）が公表された³。同連絡会において、引き続き 2015 年度の目標の達成に向けた着実な取組みが求められる。

(4) 循環型社会の一層の進展に向けては、産業界のみならず、政府・地方公共団体・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが重要である。特に、現在の技術水準・法制度の下では、3 R の一層の推進が限界に近づいていることに鑑み、政府による法制度の運用改善・見直しや政策的支援が不可欠である⁴。経団連としても、3 R の推進や消費者への情報提供・啓発活動等を行うとともに、「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」⁵等の実現を政府に対して引き続き求めていく。

³ <http://www.3r-suishin.jp/sub1.html>

⁴ 総括 10 頁【参考 4】にあるとおり、「個別業種版」には、政府・地方公共団体の政策に対する各業種の要望等が数多く寄せられている。

⁵ 総括 11 頁【参考 5】参照。

【参考1】環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の経緯

1. 「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け主体的・積極的な取組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、業種毎の進捗状況をフォローアップしている。

1999年12月には、産業界の主体的な取組みを強化するため、産業界全体の目標として、「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

2. 「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標は、2002年度から2005年度にかけて4年連続して前倒しで達成した。そこで、経団連では、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取組みを促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

(1) 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

産業廃棄物最終処分量の削減について、「2010年度に1990年度実績の86%減」を産業界全体の目標(第二次目標)とする。経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、引き続き、3Rの一層の推進に取り組むこととした。

(2) 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた主体的な取組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

3. 「2011年度以降の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の策定

産業廃棄物最終処分量の削減に係る第二次目標は2010年度を「目標年度」としている。2011年度以降も、産業界は引き続き主体的かつ積極的な3Rの推進に努めていくべく、①2015年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の目標(「産業廃棄物の最終処分量を2015年度に2000年度実績の65%程度減」)の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を2つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととした。(詳細は総括6頁【参考2】参照)

2011年度以降の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕

2010年12月14日

(社)日本経済団体連合会

1. これまでの経緯と基本的考え方

- (1) 日本経団連では、循環型社会の形成に向けた産業界の主体的な取組みを推進するために、1997年に「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」を策定した。同計画は、毎年度フォローアップ調査を実施し、数値目標の着実な達成を目指すとともに、産業界の取組みをわかりやすく開示している。また、2007年には、同計画を「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に拡充し、産業廃棄物最終処分量削減に係る「産業界全体の目標(第二次目標⁶)」と、業種ごとの特性・事情等に応じた「業種別独自目標」により、産業界は循環型社会の構築に取り組んでいる。
- (2) 現行の第二次目標は2010年度を「目標年度」としており、2008年度には目標を二年前倒しで達成した。2011年度以降も、産業界は引き続き主体的かつ積極的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努めていくべく、①2015年度を「目標年度」とする産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減の目標の設定、②業種ごとの特性に応じた独自目標に係る設定——を2つの柱とする計画を策定し、そのフォローアップ調査を行うこととする。
- (3) なお、政府は「第二次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月）で、「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度比約60%減」を設定している。

2. 2011年度以降の計画の具体的内容(1) 産業界全体の産業廃棄物の最終処分量削減に関する新たな目標

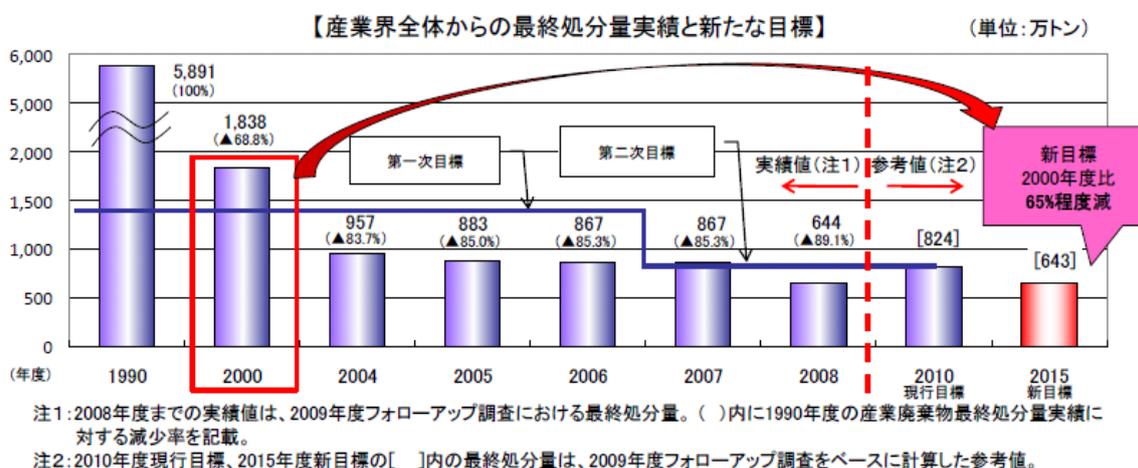
- ① 日本経団連としては、引き続き3R推進をすべく、産業界全体（廃棄物の最終処分量削減に取り組む31業種全体）の目標を、「産業廃棄物の最終処分量を2015年度に2000年度実績の65%程度減」とする。
- ② 産業廃棄物の最終処分量は景気動向の影響も大きく受ける。今後の見通しは必ずしも明らかではないが、自主行動計画の本来の目的は、各企業による主体的かつ積極的な3Rの取組みを促すこと自体にある。したがって、各業種のこれまでの目標の達成状況や今後の生産動向の見通しなども十分踏まえ、政府目標(2000年度比60%減)よりも高い水準を主体的に設定し、産業界全体でさらなる循環型社会の進展に取り組むこととする。なお、この目標は、社会経済情勢に関して大きな変化がある場合には、必要な見直しを行うこととする。

⁶ 2010年度に1990年度実績の86%減(2000年度比55.2%減)を目標としている。

○経団連と政府の目標

| | 2000 年度比 | 参考・1990 年度比 |
|----------------|------------|-------------|
| 新目標 (2015 年度) | 65%程度減 | 89%減(換算) |
| 政府目標 (2015 年度) | 60%減 | 87.5%減(換算) |
| 現行目標 (2010 年度) | 55.2%減(換算) | 86%減 |

- ③ また、産業廃棄物最終処分量の削減は、既に相当程度実現(1990 年度実績の 89%減、2000 年度実績の 65%)している。現行の環境技術・法制度ではこれ以上の削減は限界に近いとする業種も多く、新しい目標を達成するためには政策的支援が必要である。そこで、経団連としては、「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」(2010 年 9 月 14 日公表)や「2010 年度日本経団連規制改革要望」(2010 年 10 月 14 日公表)の実現を政府に対して引き続き求めていく。



(2) 業種別独自目標の設定・改善

- ① 産業廃棄物最終処分量の削減目標以外に、各業種の特性や事情等を踏まえた適切な目標がある場合には独自目標として設定し、3Rの推進に取り組む。その際、産業界全体の目標と同様、目標年度は2015年度、基準年度は2000年度を原則とする。
- ② また、各業種の独自目標の設定にあたっては、その定義等を分かりやすく説明することに努め、自主行動計画としての信頼性をこれまで以上に高める。
- ③ 一方、自主行動計画には、その事業の特性上、産業界全体の目標に参加できない業種も存在する。そこで、そうした業種については、引き続き、事業の実態に即した独自目標の設定などにより3Rの推進に取り組み、今後も産業界全体(現在41業種が参画)で、循環型社会のさらなる進展を目指していく。

以上

【参考3】業種別独自目標

※特に記載しない限り指標は産業廃棄物が対象

| 業種・団体名 | 目標指標 | 2011 年度 実績 | 目標 年度 | 目標の内容 |
|------------------------|--|-----------------------------|-------------|---|
| 電力(電気事業連合会) | 再資源化率 | 97% | 2015 | 95%程度とするよう努める |
| ガス(日本ガス協会) | ①発生量 ②一般廃棄物再資源化率 ③想定掘削土量に対する新規土砂投入量の比率 | ①1,000t ②75.8% ③16.2% | 2015 | ①1,000t 以下に削減する(2000 年度比約 79%削減) ②82%以上とする ③17%に抑制する |
| 石油(石油連盟) | 最終処分率 | 0.4% | 2015 | 最終処分率 1%以下 |
| 鉄鋼(日本鉄鋼連盟) | ①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の利用量 | ①90.4% ②40 万 t | ①- ②2020 | ①85%以上とする ②年間 100 万 t を利用する ※②は循環型社会形成をより一層推進する法制度や、集荷システム等の条件整備を前提 |
| アルミニウム (日本アルミニウム協会) | アルミドロス再資源化率 | 99.8% | 2015 | 99%以上を維持する |
| 伸銅(日本伸銅協会) | 最終処分量原単位 | 9.0% | 2015 | 1990 年度比 8.4%以下に削減する |
| ゴム(日本ゴム工業会) | 最終処分量原単位 | 0.006 万 t/万 t | 2015 | 0.004 以下に維持するよう努める |
| 板硝子(板硝子協会) | 再資源化率 | 94.5% | 2015 | 95%以上とする |
| 電機・電子 (電機・電子 4 団体) | 最終処分率 | 1.0% | 2015 | 2%以下にする |
| 産業機械 (日本産業機械工業会) | 再資源化率 | 90.6% | 2015 | 84%以上にする |
| ベアリング (日本ベアリング工業会) | 再資源化率 | 97.0% | 2015 | 95%とするよう努める |
| 自動車 (日本自動車工業会) | 再資源化率 | 99.9% | 2015 | 99%以上を維持する |
| 自動車部品(日本自動車部品工業会) | 再資源化率 | 86.1% | 2015 | 85%以上にする |
| 自動車車体 (日本自動車車体工業会) | 売上高カバー率 | 98.2% | 2015 | 95%以上にする |
| 産業車両 (日本産業車両協会) | 再資源化率 | 99.6% | 2015 | 90%以上を維持できるよう努める |
| 鉄道車両 (日本鉄道車両工業会) | 再資源化率 | 99.4% | 2015 | 99%以上にする |
| 造船(日本造船工業会) | 再資源化率 | 88.0% | 2015 | 86%程度にする |
| 製粉(製粉協会) | 再資源化率 | 94.3% | 2015 | 90%以上とする |
| 精糖(精糖工業会) | 再資源化率 | 90.9% | 2015 | 90%以上にする |
| 乳製品(日本乳業協会) | 再資源化率 | 95.8% | 2015 | 96%以上にする |
| 清涼飲料 (全国清涼飲料工業会) | 再資源化率 | 99.1% | 2015 | 99%以上を維持する |

| 業種・団体名 | 目標指標 | 2011年度実績 | 目標年度 | 目標の内容 |
|---------------------|---|---|-------------------------|---|
| ビール (ビール酒造組合) | 再資源化率 | 100% | 2015 | 100%を継続・維持する |
| 建設 (日本建設業連合会) | ①建設汚泥の再資源化等率 ②建設混合廃棄物の排出量 | ①93.7% (推計) ②162万t (推計) | 2015 | ①85%にする ②175万t以下に削減(2000年度比64%削減) |
| 航空(定期航空協会) | 最終処分率 | 4.5% | 2015 | 3.6%以下にすることを旨とする |
| 通信(NTTグループ) | ①全廃棄物合計の最終処分率 ②通信設備廃棄物の最終処分率 | ①1.8% ②0.04% | 2020 | ①2%以下にする ②ゼロエミッション(1%以下)を継続する |
| 印刷 (日本印刷産業連合会) | 再資源化率 | 96.6% | 2015 | 90%以上を維持する |
| 住宅 (住宅生産団体連合会) | 再資源化率 | 86.1% | 2015 | 90.4%とする (コンクリート96%、木材70%、鉄92%とする) |
| 不動産(不動産協会) | 再資源化率 | 紙82.6% ビン99.4% 缶99.8% | 2015 | ①紙は85%以上を目指す。また、ビン、缶、ペットボトルは100%水準の維持を図る。 ②再生紙購入率の向上 ③グリーン購入率の向上 |
| 工作機械 (日本工作機械工業会) | 主要廃棄物ごとのリサイクル率 | 紙77.9% 潤滑・切削油83.4% 鉄97.8% 銅95.0% アルミ96.6% | 2010 | 非リサイクル率を1997年度比10%削減(以下、リサイクル率) 紙32.7%、潤滑・切削油33.7% 鉄86.7%、銅83.1%、アルミ86.6% |
| 貿易(日本貿易会) | ①事業系一般廃棄物の処分量 ②事業系一般廃棄物の再資源化率 | ①1,150トン ②80% | 2015 | ①2000年度比67%削減する(1,128トン以下に削減) ②80%とする |
| 百貨店 (日本百貨店協会) | ①店舗からの廃棄物の最終処分量(1㎡当たり) ②紙製容器包装(包装紙・手提げ袋・紙袋・紙箱)の使用量原単位(売上高当たりの使用量) ③プラスチック製容器包装の使用量 ④店舗からの食品廃棄物の再生利用等の実施率 | ①39.6% ②40.7% | ①2020 ②2020 ④2012 | ①2000年度比50%の削減を目指す ②2000年度比45%の削減を目指す ③可能な限り削減に努める ④45%とする |
| 鉄道(JR東日本グループ) | ①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②総合車両センターなどで発生する廃棄物のリサイクル率 ③設備工事で発生する廃棄物のリサイクル率 | ①93% ②95% ③95% | 2013 | ①90% ②95% ③95% |
| 海運(日本船主協会) | — | — | — | 今後も国際基準に則り適切に廃棄物を処分していくとともに、廃棄物発生抑制などにも取り組んでいく。 |
| 銀行(全国銀行協会) | 再生紙および環境配慮型用紙購入率 | 69.9% | 2015 | 75%以上とする |
| 損害保険 (日本損害保険協会) | ①事業系一般廃棄物の最終処分量、リサイクル率 ②環境配慮製品の利用率 ③OA用紙の使用量 ④自動車リサイクル部品の活用 | — | — | 各保険会社が取り組み体制を整備し、本業を通じて各指標の改善に取り組む。 |

**【参考4】循環型社会のさらなる進展に向けた
政府・地方公共団体に対する要望例
(個別業種版、2012年度規制改革要望より作成)**

1. 廃棄物の定義に関わる事項

- (1) 廃棄物該当性の判断基準（輸送費の取扱い等）の見直し
- (2) 廃棄物の定義の明確化および地方公共団体ごとに異なる解釈の統一化

2. 廃棄物処理業（収集、運搬、処分）の許可に関わる事項

- (1) 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認
- (2) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の分担
- (3) 許可手続きの簡素化・迅速化、地方公共団体ごとに異なる手続き様式の統一

3. 廃棄物の広域的な利用に関わる事項

- (1) 県外産業廃棄物流入規制の見直し
- (2) 広域認定制度の拡充（他社製品の処理の緩和等）
- (3) 循環資源・廃棄物の輸出入の推進

4. 個別リサイクル法に関わる事項

- (1) バイオマス発電の普及に向けた食品リサイクル法の見直し
- (2) 食品リサイクル法における届出の簡素化
- (3) プラスチック容器包装の材料リサイクル優先の見直し

5. その他

- (1) セメントキルンに課せられる基準の緩和
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）写しの送付期限の緩和
- (3) 電子マニフェストの普及促進
- (4) 全行政区の産業廃棄物処理に関する規制等を一元的に把握できるような情報の提供
- (5) 特定産業廃棄物の処理促進

以 上

循環型社会のさらなる進展に向けた提言【概要】

2010年9月14日

(社)日本経済団体連合会

I 基本的方向性

循環型社会構築への経団連の取り組み

- 産業廃棄物の最終処分量削減への取り組みを推進(環境自主行動計画)
- 2008年度は「1990年度比89.1%減」という成果

政府の第二次循環基本計画(2008年3月)

- 産業廃棄物の最終処分量を2000年度比約60%減。目標年度は2015年度

これ以上の最終処分量削減は限界に近い業種も多く存在

経団連の環境自主行動計画の目標(2010年度に2000年度比換算55.1%減)と比べて高い水準

企業によるさらなる資源循環に向けた条件整備の基本的方向

技術開発と副産物の用途開発

産業間の連携強化の促進

廃棄物処理法の特例制度の拡充

一般廃棄物も含む効率的な資源循環

II 具体的提言

1. 循環型社会に向けた技術開発・設備投資の促進と副産物の用途開発

- (1) 技術開発・設備投資等に対する税制優遇や助成制度の拡充
- (2) 生活環境の保全上支障がない副産物の公共事業への優先的利用、自然共生社会構築に向けた環境修復機能を有する新規リサイクル材の積極的利用、JIS規格の見直しによる副産物の利用促進、生活環境の保全上支障がない副産物専用の新たな処分場の構築
- (3) 副産物・廃棄物を受け入れるセメントキルンの廃掃法の許可基準を構造上の実態に合わせ見直し

2. 「自ら利用」の促進と企業間連携による資源循環

- (1) 生産工程における副産物の「自ら利用」が廃掃法の適用外であることの明確化
- (2) 有償譲渡できない建設汚泥の「自ら利用」を促進する指針の周知徹底
- (3) グループ内の企業間での中間処理・再生利用を「グループでの『自ら処理』」とする選択肢の用意
- (4) 建設廃棄物の処理責任を元請業者と発注者で分担できる例外規定の設置
- (5) 廃棄物該当性の判断指針の一つである「取引価値の有無」について輸送費を含めずに判断する運用に見直し

3. 廃掃法の特例を活用した資源の有効活用の促進

- (1) 採石場の埋め戻し材・海面埋立資材を再生品として再生利用認定制度の対象に追加。また、セメント製造プロセスにおける廃木材や廃プラスチックを熱回収として認定対象に追加
- (2) 宅配便の利用による収集運搬の実現、同一性状の他社製品の回収の実現、一般衣料等(合繊)の対象品目への追加によって広域認定制度を拡充

4. 効率的な資源循環の促進

- (1) 公共岸壁での積み替え保管の規制緩和
- (2) 処理困難物や資源を含む一般廃棄物(自治体が回収)を区域外の民間処理施設を活用して処理するための特例制度の設置